

各 障 害 者 支 援 施 設
共同生活援助事業所 御中

名古屋市健康福祉局
障害福祉部障害者支援課

地域連携推進会議における名古屋市の考え方について

日頃より、本市の障害福祉行政の推進にご尽力いただき誠にありがとうございます。
厚生労働省の制度改正により、令和 7 年度から障害者の居住や生活の場である障害者支援施設、共同生活援助事業所（以下、「グループホーム等」という。）において、地域の関係者を含む外部の目を入れた「地域連携推進会議」の開催及び事業所見学の機会を設けることが義務付けられました。

グループホーム等は、利用者にとっては単に住む場所だけでなく、地域の中で生活することで地域の人々と関わりながら自分らしく生活する大切な場所です。

本市としては、市の障害福祉施策の計画的な推進のために定めた、なごや障害児者福祉プランの目標に「障害もある人もない人もお互いに人格と個性を尊重しあいながら共に生きる地域社会」を掲げているところであり、この実現に向けて、グループホーム等や地域の方々にとって地域連携推進会議を実りのあるものとしていきたいと考えています。

なお、本市指定事業所における地域連携推進会議の開催にあたり、厚生労働省における「地域連携推進会議の手引き」（以下「手引き」という。）を元に、本市の考え方等についてまとめました。

各事業所におかれましては、手引き及び本資料を参考に、適切な運営を図っていただきますようお願いいたします。特に会議の開催にあたり、地域の関係者の方の参加について悩まれる事業所が多いと思いますが、利用者の方との事業所周辺の散歩や清掃活動、近隣の方との挨拶等、日常の中からのつながりをまずは大切にいただき、地域との関係性を構築していただきたいと考えます。

本資料につきましては、各事業所からの問い合わせ回答や制度改正の対応のほか、事業所における好事例の紹介等、随時更新してまいりますので、ご承知おきください。

- 資料 1 地域連携推進会議の開催に向けた事前準備について
- 資料 1-2 グループホームにおける地域との関係性づくりの一例
- 資料 2 本市 Q A

【照会先】

名古屋市健康福祉局障害者支援課事業者指導担当
電話：052-238-0567